

令和 7 年度府中市推し商品づくり支援事業 募集案内

府中市生活環境部産業振興課商工係

市の魅力向上及び商業振興を図ることを目的として、市内の商業者が
府中市にゆかりのある商品やメニュー等を開発する取組等に対して、

上限 30 万円(対象経費の 2/3 以内)の補助を行います。

◎ 推し商品とは ◎

府中にゆかりのある魅力的な商品のことを指します。

くらやみ祭やラグビーのまち府中をイメージした服飾品、府中産の野菜や
果実等を使用した飲食物など、商品のジャンルは問いませんので、ぜひご
応募ください！！

これまでは、府中産の野菜を使用したスコーン
や、競馬のジョッキーパンツをイメージした洋服な
ど、府中らしい商品を多数提案いただきました！



府中市観光協会キャラクター

古都見ちゃん

1 申込について

(1) 申込受付期間

令和 7 年 5 月 28 日(水)～令和 7 年 6 月 30 日(月)

(2) 申込書類ダウンロードサイト

「府中市 推し商品」で検索



👉 QR コードから読み取り可能

※必要書類一覧は p. 6 をご覧ください

(3) 問合せ及び提出先

府中市 生活環境部 産業振興課 商工係

〒183-8703

東京都府中市宮西町 2 -24 本庁舎(おもや) 3 階

TEL 042-335-4142

MAIL shoukou@city.fuchu.tokyo.jp

※期日までに窓口または郵送にてご提出ください。

2 補助対象事業について

(1) 事業内容・補助金額

補助対象事業	補助限度額 及び補助率
押し商品となる新商品の開発	上限 30 万円
既存商品を押し商品とするために行う改良など	対象経費の 2/3 以内

(2) 補助対象期間

交付決定日から令和 8 年 2 月末日まで

(3) 補助対象者(申込資格者)

次の①、②を満たすこと

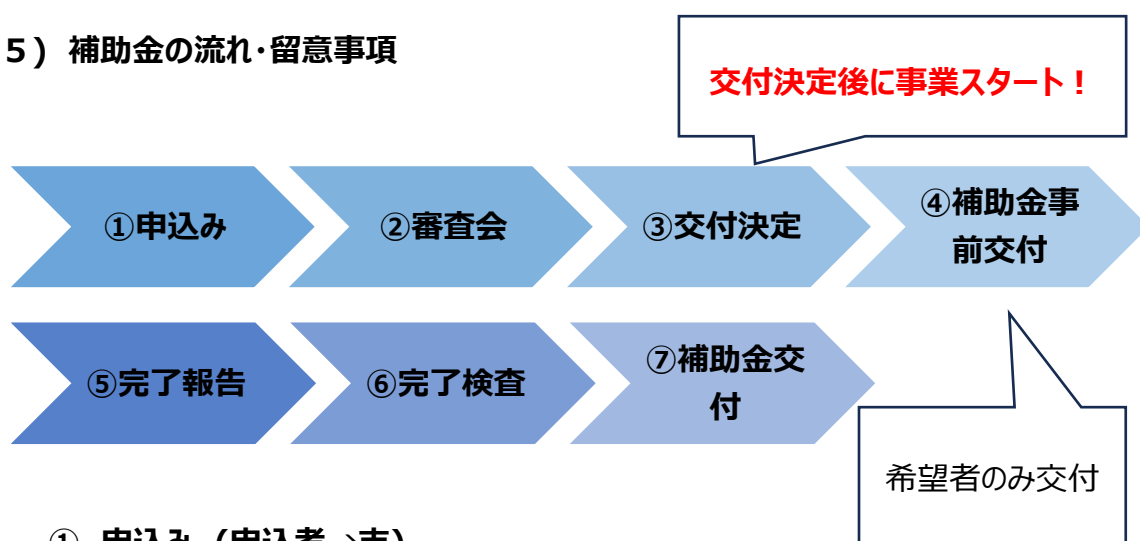
- ① 市内で業を営んでいること
- ② 補助金の交付申込時に市税を滞納していないこと

(4) 補助対象経費

補助対象	補助対象外
① 購入費(原材料、資材・器具 等) ② 外注加工費 ③ 専門家指導料 ④ 設計料 ⑤ 会議室等使用料 ⑥ その他(市が認めるもの)	① 左の表に記載のないもの ② 交付決定日から令和 8 年 2 月末日 までの間に契約(申込)、実施、支払い が行われていないもの ③ 補助対象者が経費を支払ったことを確 認できる書類(領収書 等)及び経費の 内訳が確認できる帳票類(見積書、契 約書、仕様書、納品書、請求書 等) がないもの

	④ 経常的な取組や事業実施主体の維持管理費等、補助事業に関係のないもの ⑤ 経費の区分ができないもの(他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができないもの) ⑥ ポイントやクーポン等を使用した支払い分(実際に自己負担が発生していない分) ⑦ 間接経費(振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等) ⑧ 補助事業以外に使用できる備品の購入費用 ⑨ 直接人件費
--	--

(5) 補助金の流れ・留意事項



① 申込み (申込者→市)

- ・必要書類(p. 6)を6月30日(月)までに市にご提出ください。
- ※提出された書類は交付・不交付に関わらず、返却しませんのでご了承ください。

② 審査会

- ・関係機関を集めた審査会を7月中旬頃に実施します。

③ 交付決定 (市→申込者)

- ・審査の結果、採択された事業に対し、市が交付決定を行います。なお、審査の結果等により、補助金の申込額と交付決定額が異なる場合があります。

- ・原則、交付決定後に事業を実施してください。

④ 補助金事前交付（申込者→市）

- ・希望者のみ、交付決定後に交付決定額の8割の事前交付を受けることができます。

⑤ 完了報告（申込者→市）

- ・補助事業完了後には、速やかに完了報告書(市指定様式)をご提出ください。

※完了報告書の最終提出期限は令和8年3月13日(金)です

⑥ 完了検査（市）

- ・完了した補助事業の内容を検査させていただきます。

主な検査項目は以下のとおりです。

- ・申込書の内容に沿って商品が完成しているか
- ・領収書等で適切な支出を行っているか

⑦ 補助金交付（市→申込者）

- ・完了検査後、補助金の額を確定し、申込者指定の振込先に支払いを行います。
- ・完了検査の結果等により、補助金の交付決定額と確定額が異なる場合があります。

（6）補助事業終了後について

① 関係書類の保存

補助事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は、5年間保存してください。

② 補助事業の公開

交付確定した事業につきましては、事業所名(法人以外の場合は代表者またはグループ名)、補助事業名、補助事業概要を市の広報媒体(HP、SNS、広報 等)で公開させていただきます。

③ 取得財産の制限

補助事業により取得または効用を増加した機械装置等の財産については、台帳を設け、保管状況を明らかにしてください。

留意事項

(1) 補助事業の内容変更・遅延・辞退について

- ① 申込書に記載された内容を変更する場合は、早急に市に相談してください。相談なしに変更を行った場合は、補助対象外となる可能性があります。なお、相談の結果、変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。
- ② 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれた場合、または補助事業の遂行が困難となった場合は、早急に市に報告してください。

(2) 補助事業の取り消し・返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還していただきます。

- ・補助金の交付対象者でなくなったとき
- ・補助事業を完成する見込みがないと認められるとき
- ・その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは、補助金交付決定に基づく命令に違反したとき

その他、何かご不明な点等ございましたら、いつでも市にご相談ください。

問合せ先

府中市 生活環境部 産業振興課 商工係

TEL 042-335-4142（営業時間：平日 8：30～17：15）

MAIL shoukou@city.fuchu.tokyo.jp

申請に必要な書類一覧は次ページ👉

<補助金の申込に必要な書類>

No.	提出書類	備考
1	申込書	市指定様式 産業振興課またはむさし府中商工会議所で配布 ホームページからダウンロードも可能
2	事業計画書・収支予算書	市指定様式 産業振興課またはむさし府中商工会議所で配布 ホームページからダウンロードも可能
3	確定申告書の写し	直近 1 年度分
4	住民票の写し	申込者が法人以外かつ <u>代表者の住所が市外の場合のみ提出</u>
5	登記事項証明書	申込者が法人の場合のみ提出
6	事業を実施するための許認可書等の写し	必要業種に限り提出